

## 首都圏及び海外のメディア等に向けた「札幌国際芸術祭 2017」PR 業務

### 募集要項

#### 1 目的

札幌国際芸術祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）では、2017年8月6日から10月1日までの57日間、札幌国際芸術祭（以下、「SIAF」という。）2017を開催します。

2014年に初回を開催し、北海道内外から約48万人が来場しました。第2回となる今回は、ゲストディレクターに音楽家 大友良英氏を迎え、「美術」にとらわれない新しい芸術祭の開催に向けて、準備を進めているところです。

近年、日本各地で芸術祭が開催されるようになり、2017年度も多数の芸術祭が開催されます。そのような中で、SIAF2017の特徴を伝え、来場につながるように、首都圏及び海外のメディアやアート関係者等に向けたPRを行う事業者を募集します。

<参考> 開幕までのスケジュール

2017.5月上旬	最終記者発表（札幌）
2017.8.5	内覧会／プレスツアー1日目
2017.8.6	開幕／プレスツアー2日目

#### 2 業務の概要

##### (1) 名称

首都圏及び海外のメディア等に向けた「札幌国際芸術祭 2017」PR 業務

##### (2) 内容

別紙「基本的な仕様」による

##### (3) 募集人員

1 者

##### (4) 委託期間

契約締結日から平成 29 年 12 月 28 日まで

##### (5) 委託予定上限額

4,860 千円(税込)

#### 3 応募者の資格要件

- (1) 首都圏での PR の経験があり、メディア（WEB、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌など）とのメディアリレーションを持っている個人または団体。
- (2) 過去に芸術関係の広報・PR を行ったことがあること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない

こと。

- (4) 所得税または法人税、消費税または地方消費税、札幌市税または主たる事務所がある市町村の市町村税の滞納がない者であること。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者ではないこと。
- (6) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ではないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者ではないこと。

#### 4 手続等

##### (1) 担当・書類等提出先

札幌国際芸術祭実行委員会事務局

担当：岡本、石田

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局国際芸術祭担当部内

電話：011-211-2314 FAX：011-218-5154

e-mail：[info@siaf.jp](mailto:info@siaf.jp)

##### (2) 事務等取扱いの日時

土日祝祭日を除く午前8時45分から午後5時15分まで

##### (3) 全体日程

ア 企画提案書募集開始	平成29年1月23日（月）
イ 質問書の提出期限	平成29年1月30日（月）午後5時まで（必着）
ウ 質問書に対する回答	随時、公式ウェブサイト上で回答。平成29年2月2日（木）午後5時最終回答。
エ 企画提案書の提出期限	平成29年2月20日（月）午後5時まで（必着）
オ 結果通知	平成29年2月28日（火）送付予定
カ 受託者との契約	平成29年3月上旬

##### (4) 質問及び回答

ア 質問は、「質問書（様式1）」を上記（3）イの質問書提出期限（必着）までに提出先に持参、郵送、電子メール、FAXにより提出してください。電子メールの場合は、件名を【「札幌国際芸術祭2017」PR業務】としてください。口頭での質問は受け付けませんのでご了承ください。

イ 質問書には複数の質問を記載して構いません。また、質問書を複数枚提出することもできます。

ウ 質問に対する回答は、SIAF2017公式ウェブサイト上で回答し、回答した事項

は募集要項の追加または修正として取り扱います。口頭での個別回答は行いません。

#### (5) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書（指定様式なし）と「企画提案書提出届（様式2）」を提出先に持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）により上記(3)エの提出期限までに提出してください。
- イ 企画提案書は、別紙「企画提案書作成について」に基づき作成してください。
- ウ 企画提案書は8部提出してください。
- エ 提出された書類及び資料等は返却しません。

#### (6) 事業者の選定等通知

審査の結果は文書及び電子メールで通知します。契約候補者は SIAF2017 公式ウェブサイトにて公表します。

### 5 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出後の訂正、追加及び再提出は認めません。
- (2) 札幌市情報公開条例等により、公開となる場合があります。

### 6 審査の方法

審査は提出された企画提案書により行い、1者を選出します。なお、応募者が1者のみの場合であっても審査を実施します。

審査は審査委員会が行い、非公開とし、評価内容についての質問や異議は受け付けません。

審査委員会は3名以内の委員で構成します。

### 7 審査基準

審査基準は別紙「審査基準」のとおりとします。

満点の7割を基準点とし、基準点に達しない場合は、契約候補者の決定は行いません。

### 8 契約

- (1) 契約は、選考された者（契約候補者）と実行委員会の間で契約内容の詳細を交渉のうえ、予算額の範囲内で締結する予定です（提案内容がそのまま契約内容となるものではありません）。この交渉の結果、企画提案内容の一部を変更していただく場合があります。なお、契約候補者との交渉が不調に終わった場合、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合があります。
- (2) 事業者の選定から契約までの間に、会社更生法・民事再生法・破産法のいずれかの適用があった場合、経営状態が著しく不健全であると認められる場合、ま

たは札幌市が入札の参加停止を行うような事態が発生した場合等は、契約を締結しないことがあります。

- (3) 実行委員会は本業務の実施において、受託者が作成した企画提案書の内容に拘束されません。
- (4) 業務の大部分を再委託することはできません。再委託にあたっては、実行委員会の承諾が必要です。

## 9 その他

- (1) 企画書提案書及び契約において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (2) 同一の提案者からの複数の企画提案書の提出は認めません。
- (3) 以下の条件の一つに該当する場合には、失格となることがあります。
  - ア 企画提案書に虚偽の記載がある場合
  - イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ウ 選定中に会社更生法による更生手続開始または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合
  - エ その他、審査委員会において不適切と認められた場合
- (4) その他
  - ア 提出書類の作成及び提出に係る経費については、すべて応募者の負担とします。
  - イ 本件審査にあたり、実行委員会が配布した資料は、実行委員会の了解なく公表または使用することはできません。
  - ウ 受託者が当業務実績を自社ウェブサイト等にて公表するときは、事前に実行委員会へ連絡していただきます。